

(見 本)

●●大学「ECO-TOP インターンシップ」に関する協定書

〇〇（以下「甲」という。）と、・・・大学法人●●大学（以下「乙」という。）は、●●大学「ECO-TOP インターンシップ」の実施について、以下のとおり合意する。

第1条 学生実習生の受入れ

甲は、自然環境に軸足を置いたジェネラリストの育成を目的として、乙に所属する学生を学生実習生として受け入れる。

第2条 実習先、実習期間及び実習人数等

学生実習生の実習先、実習期間及び実習人数については別紙1「実習先一覧表」のとおりとする。なお、乙は学生の履修登録終了後に、甲に対して学生実習生名簿を提出する。

第3条 実習時間

学生実習生が実習を行う時間は、甲に所属する職員に適用される正規の勤務時間を基本とする。

第4条 報酬及び費用弁償等

甲は、学生実習生に対して、賃金、報酬、交通費及び手当等その他一切の金品を支給しない。

第5条 学生実習生の服務

- 1 学生実習生は、●●大学の学生としての身分を保有する。
- 2 学生実習生は、甲の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
- 3 学生実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 学生実習生は、実習上（事前訪問・事後訪問時を含む。）知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習を終えた後も同様とする。
- 5 学生実習生は、第2項から第4項の規定を遵守するため、受入機関に対して、別紙2「誓約書」を事前に提出しなければならない。
- 6 甲は、学生実習生が第2項から第4項の規定に反する行為を行ったときは、学生実習生の実習を中止することができる。学生の実習を中止させる場合には、甲は乙に対して事前に通知する。

第6条 実習中における事故責任等

- 1 学生実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 学生実習生が、故意または過失により第5条第3項または第4項の規定に反する行為を行ったときは、乙及び学生実習生は、甲及び被害を受けた第三者に対して連帯して責

任を負わなければならない。

第7条 実習後における提出書類

甲は、乙が実習前にあらかじめ提示した実習日誌等を実習後に提出する。

第8条 事前訪問・事後訪問

甲は、第2条で定める実習期間の他、学生実習生が行う事前訪問及び事後訪問に、業務に支障がない範囲で適宜協力する。

(1) 学生実習生が行う事前訪問時

①所管する事業についての資料提供及び業務内容等の説明

②審議会や内部の会議等を傍聴する機会の提供

(2) 学生実習生が行う事後訪問時

①学生実習生によるレポート取りまとめにあたっての追加的な資料収集への協力

②学生実習生が作成したレポートに対するコメント

第9条 その他

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、並びに改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲

乙